

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7 - 620	データ表示機等

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
H4 - 330	—	映像表示機器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F5 - 101	広告用具及び表示用具(床置型及び路上設置型)	
H6 - 50	情報記録機器等	
H7 - 720	表示機付き電子計算機等	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
<p>・画像、映像等のデータをディスプレイに表示する機器を分類する。</p> <p>H7 - 620 下位に展開されないもの</p> <p>H7 - 621 一組のテレビ受像機セット</p> <p>H7 - 622 一組の光ディスク再生機セット</p> <p>H7 - 623 一組の車載用経路誘導機セット</p> <p>H7 - 6240 データ表示機</p> <p>H7 - 62410 ブラウン管型データ表示機</p> <p>H7 - 62411 ブラウン管型付加機能付きデータ表示機</p> <p>H7 - 6242 パネル型データ表示機</p> <p>H7 - 6243 小型データ表示機</p> <p>H7 - 6244 埋込型データ表示機</p> <p>H7 - 6245 投射型データ表示機</p> <p>H7 - 6246 複数映像標示部付きデータ表示機</p> <p>H7 - 6290 データ表示機等部品及び付属品</p> <p>H7 - 6291 データ表示機用支持具</p>		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<p>・意匠に係る物品が利用者を特定せず、多数の者を対象として表示内容を一方的に表示する表示機器と認められる場合は、広告器としての性格を強く有するため、F5 - 101代に分類する。</p> <p>・情報記録機器に表示画面が付いているものは、データ表示機(H7 - 62代)に分類する。</p> <p>・電子計算機能を有するものは、H7 - 7代に分類する。</p>		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		